

## 幸区区民会議制度についての審議

### 1. 審議の目的

今回資料として配布している「区民会議設置の基本的な考え方（制度素案）について」は、条例・規則につながるものとして、全市に共通な区民会議の基本的な考え方をお示ししています。



幸区の区民会議の運営していく上で、幸区独自に検討すべきことがございます。



委員の皆さんから御意見、御提案を出していただき、それらを参考に、幸区の区民会議を制度設計してまいります。

### 2. 検討すべき事項

#### (1) 区民会議で審議する課題について

「区における課題は、区民の暮らし、地域社会が抱える課題で、主に委員の日頃の地域での活動や区役所の業務を通じて把握したものから区民会議が選定し、解決のための調査審議を行います。」

（資料1の2ページ「2 区民会議の役割」及び図1左側「課題の把握」「審議事項の選定」参照）



委員の皆さんが把握している課題を、区民会議において審議するためには、一定のルールが必要です。

ア．委員の皆さんが課題を提案する場合の方法等

イ．どの課題を選定するかの過程・優先順位について

区政推進会議において審議事項となっていた、魅力ある区づくり推進事業の取り扱いについては、区民会議では課題解決の方法のひとつとして、課題に応じて活用されるものと考えています。

(2) 区民会議の委員について

「委員は ~ の分野で活動する人とし、団体等からの推薦あるいは公募を基本に選任します。」

「委員は、日ごろの地域での活動等を通じて把握した課題を区民会議に持ち寄り、活動の経験を活かしながら解決に向けた調査審議を行います。」

(資料1の3ページ「4区民会議の委員」参照)



区民会議の委員について、選出分野や公募人数等を決める必要があります。

- ・性別や世代、地域バランス等を考慮した上での、委員の選出分野(団体)の選定
- ・課題解決につなげる上で、幅広い分野からの選出
- ・委員数
- ・女性委員(平成20年度までに35%以上が目標)登用の効果的な方法
- ・公募の委員数

資料1の3ページの ~ を参考に、分野を例示してみました。これらをもとに、どういった分野からの選任が必要かの御意見・御提案をお願いいたします。

1. 地域安全(防災・防犯・防火・交通安全)
2. 福祉(高齢者・障害者支援)
3. 医療・健康
4. こども(子育て・教育)
5. 人権・男女共同参画
6. 環境(自然環境・生活環境)
7. 経済(産業・勤労者・消費者)
8. 文化(音楽・芸術・スポーツ)
9. 国際交流(外国人共生)
10. まちづくり
11. 地域自治・市民活動

(3) 公募の方法について

「区民会議委員の公募により選任した人」

(資料1の3ページ「4区民会議の委員」参照)



公募の方法については、「川崎市附属機関等の委員公募指針」や「自治基本条例」に基づいて、実施してまいりたいと考えています。

公募を実施する上で必要な、年齢や在住・在勤要件、人数等について募集方法や選考方法について

(4) 専門部会について

「区民会議は、区の課題解決に向けた調査審議を、より専門的また機動的に必要な場合などには、専門部会を設置することができます。」  
(資料1の4ページ「5区民会議の運営等」及び図1真ん中付近「課題解決策の検討」参照)



専門部会の働きや、委員等の選出方法・役割について

(5) 区民会議の開催回数について

資料1の4ページ「5区民会議の運営等」及び図2「区民会議」「課題の状況に応じて開催」等参照



幸区では、区民会議を年間どの程度開催すべきか  
(専門部会等を設置する場合には、そのことも念頭におく必要があります。)

(6) その他に考えられる区の運営事項

- ・審議結果に対する区長の役割
- ・審議結果の区長への伝達方式及び記録方式
- ・複数の副議長の設置
- ・全員一致以外の決し方
- ・開催日時
- ・会議座席の配置
- ・団体選任委員の役割
- ・委員と他の会議や団体とのネットワーク化 など